

ともに支え合い ともに認め合えるまち

三原市市民協働のまちづくり指針(概要版)

令和 7(2025)年 10 月改定

1 市民協働とは？

市民協働とは、「市民(個人)、市民活動団体、住民自治組織、各種団体、企業、行政など、三原市を構成する多様な主体が、共通する地域課題や公共的課題の解決、又は地域活性化のため、対等な立場で、相互の責任と役割分担のもとに取り組むことです。

2 なぜ市民協働が必要なの？

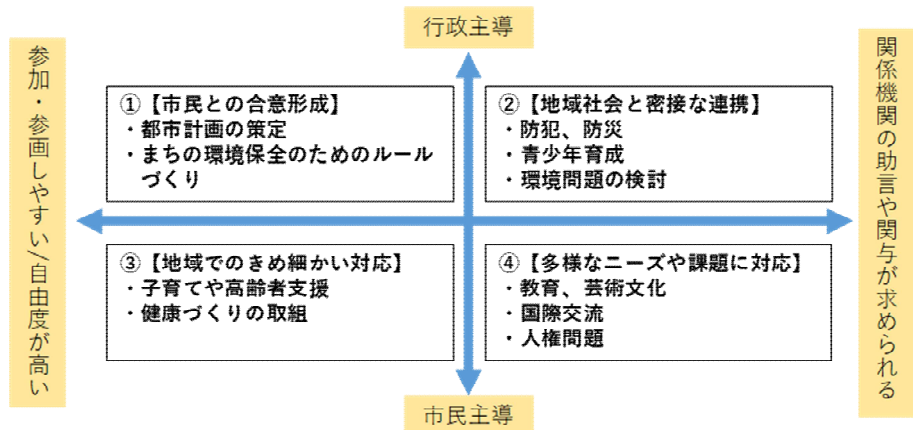
少子高齢化、人口減少により、地域の担い手が減少しています。このような状況の中、多様な主体が相互の個性や特長を活かし、ともに活動することで、単独では難しい活動の実施や活動の拡大が可能となります。また、協働の活動により、地域課題の解決、地域の魅力再発見や新たな活力の創造につながります。

3 誰が協働するの？

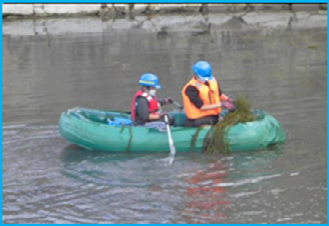
市民活動団体、住民自治組織、各種団体や市民個人など、さまざまな人が協働の担い手となります。

4 どんな分野で協働するの？どんな協働の例があるの？

行政が中心に企画し市民が参画するもの、関係機関の助言等が求められるもの、また比較的自由度が高いものなど、さまざまな分野で取り組まれます。それぞれが得意分野などを活かして役割分担をします。



【協働の例】

行政主導で 市民参画型	行政と市民で 協働実施	市民主導で 行政参画型
城跡お濠トリヤール 大作戦	こころネットみはらまつり	子どもから高齢者までが 交流することで地域の 活性化を推進する事業
		
事業委託、主催行事 への参加者募集など	共催、 実行委員会など	後援、補助、 助成など

5 協働の進め方は？

次のような段階と手順を設けて、市民協働のまちづくりを効果的、発展的に進めていきます。



6 協働により期待できる効果は？

単独では取り組むことのできない活動や課題解決につなげることができます。また、同じ目的に取り組むことで相互理解が進み、さらなる協力体制づくりが期待できます。

7 どのように協働のまちづくりを進めるの？

三原市長期総合計画(令和 7 年 3 月策定、計画期間:令和 7 年度～令和 32 年度)で定めた基本方針に基づいて、個別の課題設定のもと、それぞれの方針に沿った取組を進めます。

【基本方針1】

地域課題などの解決や活動の充実に向け、新たな活動に取り組む団体の支援や多様な主体との協働を進めます。

(1)情報共有による市民協働の推進

・市民と行政が、お互いに情報を提供し、共有する機会を充実させます。

(2)活動促進のための支援

・民間事業者等を含めた支援制度を周知するとともに、クラウドファンディングの利用促進など、各団体における資金確保を支援します。

(3)市民がまちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくり

・協働の事例紹介などを行い、「市民協働」を分かりやすく、関心を持てるよう周知を図ります。

(4)負担軽減につなげるデジタル化推進の支援

・団体内の連絡に使えるツールの紹介など、負担なく会員の利便性向上につながるデジタル化を推進します。

【基本方針2】

ボランティア・市民活動サポートセンターを中心に、市民協働のための人材の確保・育成と、市民活動団体や住民自治組織などの多様な主体が連携するためのネットワークの充実に取り組みます。

(1)各団体のマッチング機能の充実

・協働したい分野に合った団体を紹介するマッチング機能の強化を図ります。

(2)市民活動、地域活動がしやすい環境づくり

・市民活動や地域活動に関する相談窓口の充実に努めるとともに、市民活動団体、住民自治組織や各種団体、企業、行政などを結ぶネットワークづくりを推進します。

(3)関係人口としての活動や団体に所属しない活動など、多様な活動の推進

・SNS を活用した情報発信による参加者募集など、ゆるやかに団体とつながる関係人口づくりを促進します。